

○徳島大学国際センター規則

平成14年3月27日

規則第1703号制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学学則（昭和33年規則第9号）第4条第2項の規定に基づき、徳島大学国際センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、徳島大学（以下「本学」という。）の学内共同教育研究施設として、本学の国際交流事業を一元的に管理し、地域との共同事業を提案し、地域及び世界に開かれた交流拠点となると共に、外国人留学生（以下「留学生」という。）及び海外留学を希望する本学の学生（以下「留学希望者」という。）に対し、必要な教育、指導及び助言等を行い、日本人学生と留学生との相互教育の場を提供することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 留学生に対する教育、指導、相談及び支援
- (2) 留学希望者に対する指導、相談及び支援
- (3) 国際交流活動の支援
- (4) 学術交流協定校及び国際関係機関との連携
- (5) 研究者の受入、派遣事業への支援
- (6) 国際協力に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な国際交流及び教育関係業務

(部門の設置)

第4条 前条の業務を遂行するため、センターに次の部門を置く。

- (1) 国際交流支援部門
- (2) 国際教育支援部門
- (3) 国際協力部門

(職員)

第5条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) センター教員
- (5) その他必要な職員

(センター長)

第6条 センター長は、学長が指名する理事又は職員をもって充て、センターの業務を掌理する。

2 センター長の任期は、2年とする。ただし、センター長が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター長は再任されることができる。

(副センター長)

第7条 副センター長は、センター教員のうちから学長が任命し、センター長の職務を補佐する。

2 副センター長の任期は、2年とする。

3 副センター長は再任されることができる。

4 副センター長は、所属する部門の部門長を兼任する。

(協力教員)

第8条 センターに、センターの業務を円滑に実施するため、協力教員を置く。

2 協力教員は、原則として、各学部から1名ずつ選出するものとし、運営委員会の議を経て、学長が命ずる。

3 協力教員の任期は、2年とする。

4 協力教員は再任されることができる。

5 協力教員は、センターが行う業務において、協力教員が所属する学部（当該学部を基礎とする大学院教育部を含む。）との連絡調整を行う。

(教員選考)

第9条 センターの教員選考は、次条に定める運営委員会の議を経て、学長が行う。

(運営委員会)

第10条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、徳島大学国際センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会について必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 センターの事務は、学務部国際課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターについて必要な事項は、センター長が学長の承認を得て別に定める。

附 則

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 徳島大学留学生支援センター規則（平成13年10月19日規則第1669号）は、廃止する。

附 則（平成16年3月19日規則第1867号改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月16日規則第74号改正）

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日規則第160号改正）

- 1 この規則は、平成17年3月26日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第123号改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第71号改正）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 徳島大学留学生センター長選考規則（規則第1705号）は廃止する。

附 則（平成20年11月26日規則第27号改正）

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において徳島大学留学生センターの副センター長であった者については、この規則の施行日以降も引き続き副センター長として任命するものとし、その任期は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成21年3月31日規則第120号改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規則第1号改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第113号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月15日規則第1号改正）

この規則は、平成26年4月15日から施行する。

附 則（平成27年3月17日規則第56号改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日規則第91号改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月30日規則第4号改正）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年5月8日規則第10号改正）

この規則は、平成29年5月8日から施行する。

附 則（平成30年3月27日規則第82号改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第102号改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。